

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 鳥獣捕獲等事業軽微変更届……………(環境局自然環境部計画課)…四
- 指定納付受託者の指定……………(福祉保健局保健政策部健康推進課)…四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(三件)……………(建設局道路管理部監察指導課)…六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一〇

告示

●東京都告示第百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年三月八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

勝どき六丁目地区地区計画

変更する部分

中央区勝どき六丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

品川駅東口地区地区計画

変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに港区役所及び品川区役所

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

田町駅東口地区地区計画

変更する部分

港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

場所

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

汐留地区地区計画

変更する部分

港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

変更する部分

港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

一 都市計画の種類

東京都市計画地区計画

赤坂九丁目地区地区計画

変更する部分

港区赤坂六丁目、赤坂九丁目、六本木四丁目及び六本木七丁目各地内

都市計画を定める土地の区域

変更する部分

港区赤坂六丁目、赤坂九丁目、六本木四丁目及び六本木七丁目各地内

<p>二 関係図書の縦覧 場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び港区役所</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>田町駅東口北 地区地区計画</p> <p>変更する部分 港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目各 地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>市谷本村町・ 加賀町地区地 区計画</p> <p>変更する部分 新宿区市谷田町一丁目、市谷本村 町、市谷砂土原町一丁目、市谷左 内町、市谷加賀町一丁目、市谷加 賀町二丁目、市谷長延寺町、市谷 鷹匠町、納戸町及び市谷薬王寺町 各地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>変更する部分 都市計画を定める土地の区域</p>	<p>二 関係図書の縦覧 場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び新宿区役所</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>大久保三丁目 西地区地区計 画</p> <p>変更する部分 新宿区百人町二丁目及び大久保三</p>
<p>二 関係図書の縦覧 場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び新宿区役所</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>大崎駅東口第 2地区地区計 画</p> <p>変更する部分 品川区大崎一丁目地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>東五反田地区 地区計画</p> <p>変更する部分 品川区東五反田二丁目、東五反田 三丁目及び北品川五丁目各地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>変更する部分 都市計画を定める土地の区域</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>東品川四丁目 地区地区計画</p> <p>変更する部分 品川区東品川三丁目及び東品川四 丁目各地内</p>	<p>二 関係図書の縦覧 場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び品川区役所</p>
<p>場所</p> <p>都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び品川区役所</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>大崎駅東口第 3地区地区計 画</p> <p>変更する部分 品川区大崎一丁目地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>武蔵小山駅東 地区地区計画</p> <p>変更する部分 品川区小山三丁目地内</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>変更する部分 都市計画を定める土地の区域</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地 区計画</p> <p>北品川五丁目 地区地区計画</p> <p>変更する部分 品川区北品川五丁目地内</p>	<p>二 関係図書の縦覧 場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び品川区役所</p>

<p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画</p> <p>二 豊島八丁目地区計画</p>
<p>一 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p> <p>二 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p>	<p>一 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p> <p>二 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p>	<p>一 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p> <p>二 関係図書の縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）及び品川区役所</p>
<p>一 要措置区域 別図のとおり（杉並区久我山一丁目地</p>	<p>一 要措置区域 別図のとおり（杉並区久我山一丁目地</p>	<p>一 要措置区域 別図のとおり（杉並区久我山一丁目地</p>

●東京都告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画流通業務団地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画流通業務団地

北部流通業務 変更する部分

足立区入谷一丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目及び舎人公園各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

●東京都告示第二百一十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月八日

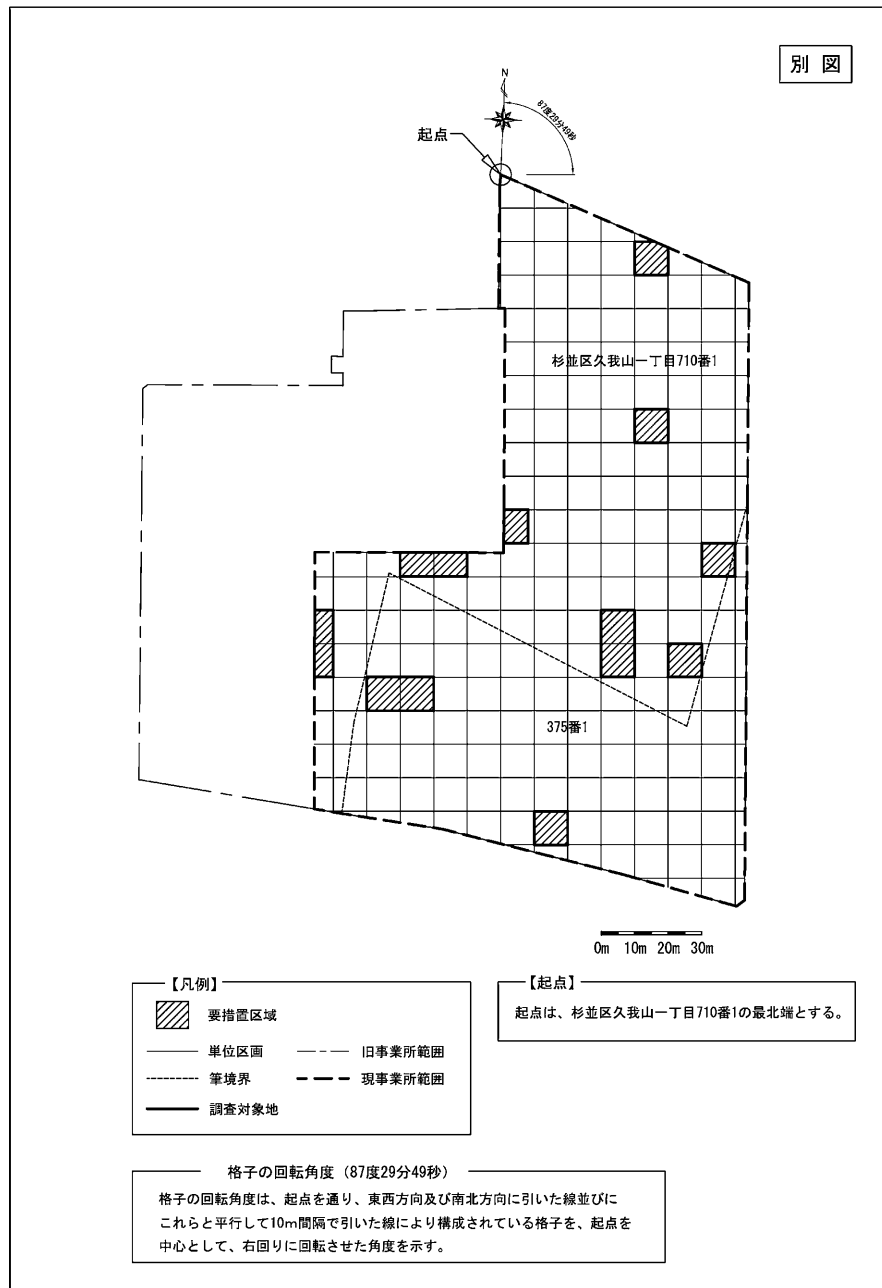
東京都知事 小 池 百合子

内

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、一・一・二・トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



●東京都告示第二百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七第三項に規定する鳥獣捕獲等事業の軽微な変更の届出があったので、法第十八条の七第五項の規定に基づき、当該届出をした鳥獣捕獲等事業者について次のとおり告示する。

令和五年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 鳥獣捕獲等事業者の名称
有限会社久城造園土木
- 二 鳥獣捕獲等事業者の住所
大島町差木地字クダツチ
- 三 鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 久城 寿一

●東京都告示第二百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和五年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

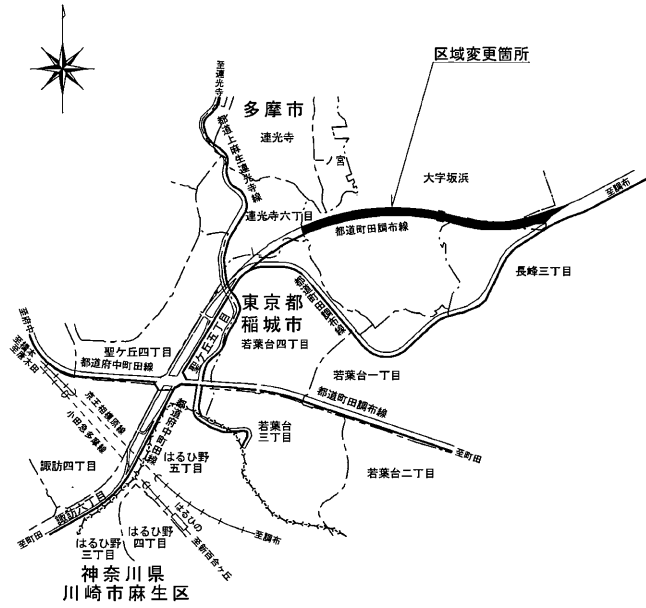
東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）別表一の項に規定する手数料及び東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）第二条第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち栄養士資格登録証明書に関する手数料
 三 指定日
 令和五年三月八日

別図

都道町田調布線区域変更略図
稲城市大字坂浜～長峰三丁目



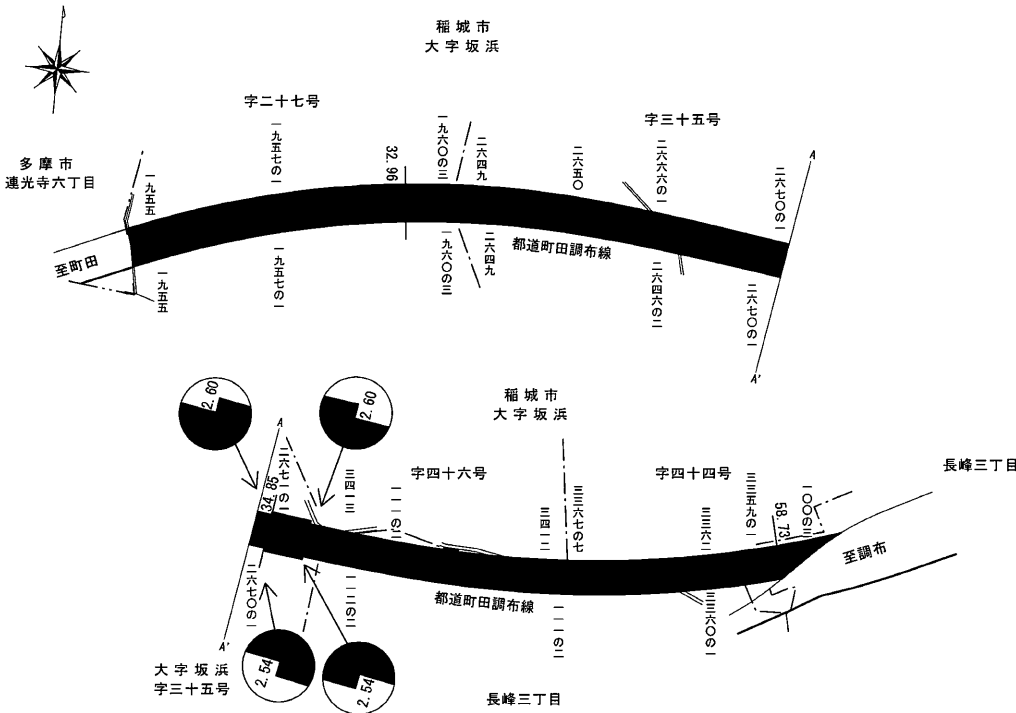
延長 一、一〇八・四六メートル
 面積 三三、三五四・六九平方メートル



●東京都告示第二百四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和五年三月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月八日

- 一 路線名
- 二 変更の区間
- 三 変更の概要

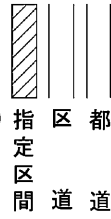
東京都知事 小池 百合子
 町田調布
 稲城市大字坂浜字二十七号千九百五十五番地先から同市長峰三丁目百番三地内まで
 別図表示のとおり



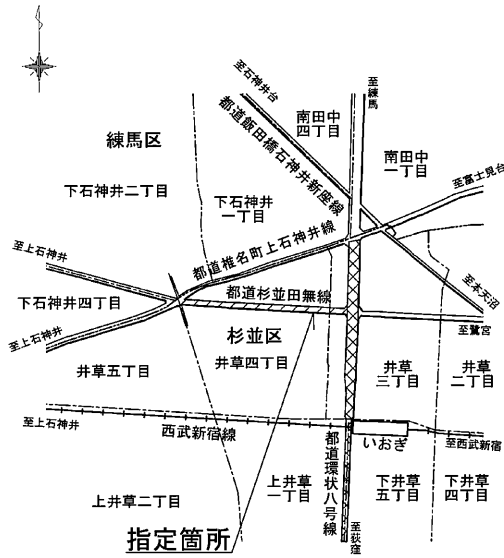
●東京都告示第百二十五号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

別図

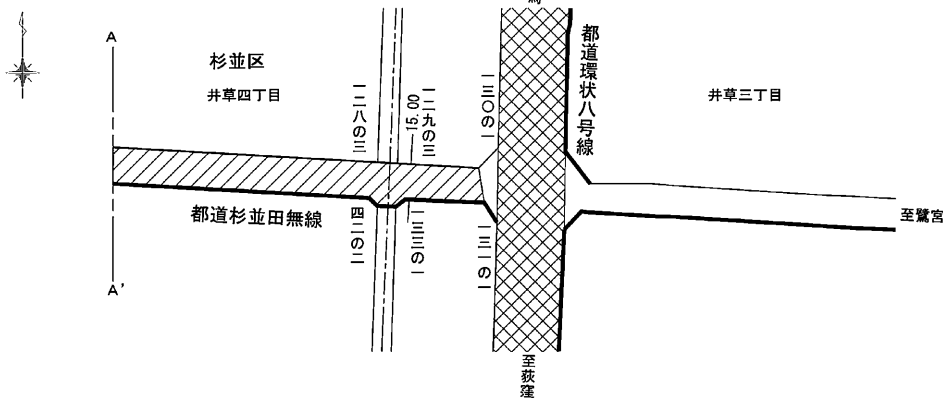
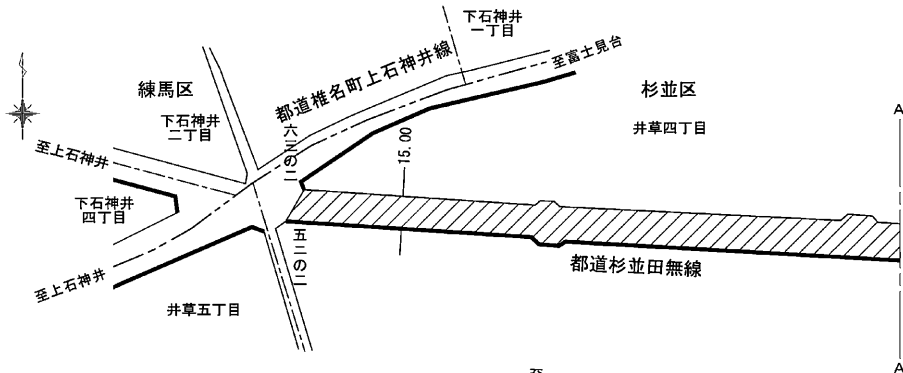
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道杉並田無線
 都道環状八号線
 杉並区井草三丁目、井草四丁目



- (1) 都道杉並田無線 延長 四七八・五九メートル
 (電線共同溝予定名称 杉並田無・一号)
- (2) 都道環状八号線 延長 三六・三四メートル
 (電線共同溝予定名称 環状八号・八号)
- 既指定区間



(1) 都道杉並田無線



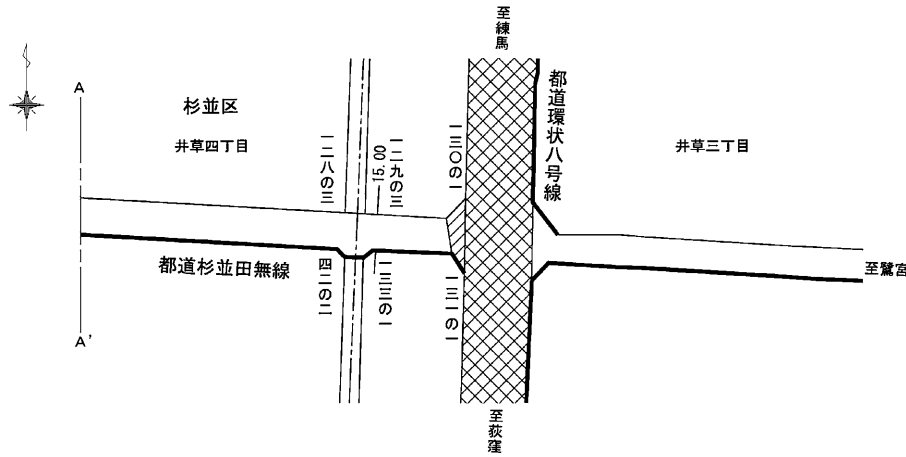
令和五年三月八日

東京都知事 小池百合子

- (一) 路線名 都道杉並田無線
 (二) 指定する区間 杉並区井草三丁目百三十一番一地先から同区井草四丁目五十二番二地先まで

- (三) 指定の概要 別図表示(1)のとおり
 (一) 路線名 都道環状八号線
 (二) 指定する区間 杉並区井草三丁目百三十一番一地先から同所百三十番一地先まで
 (三) 指定の概要 別図表示(2)のとおり

(2) 都道環状八号線



●東京都告示第百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年三月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 都道本郷赤羽線
- 二 指定する区間 北区中十条一丁目八番六地先から同区上十条一丁目七番八地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

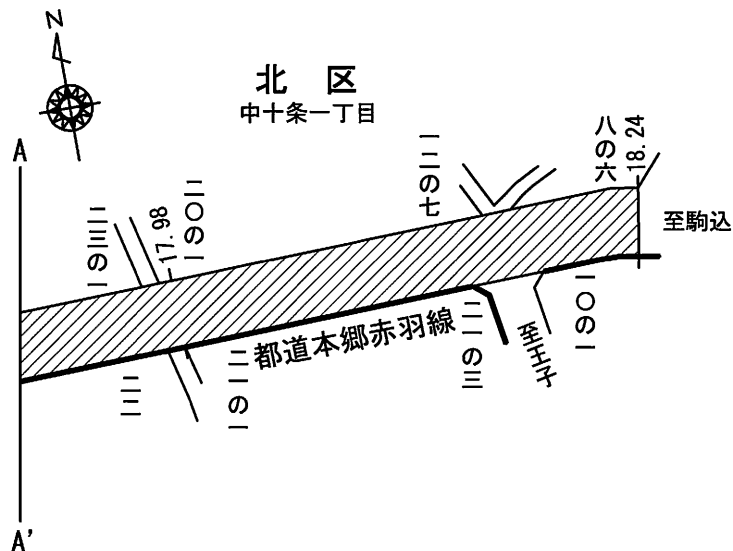
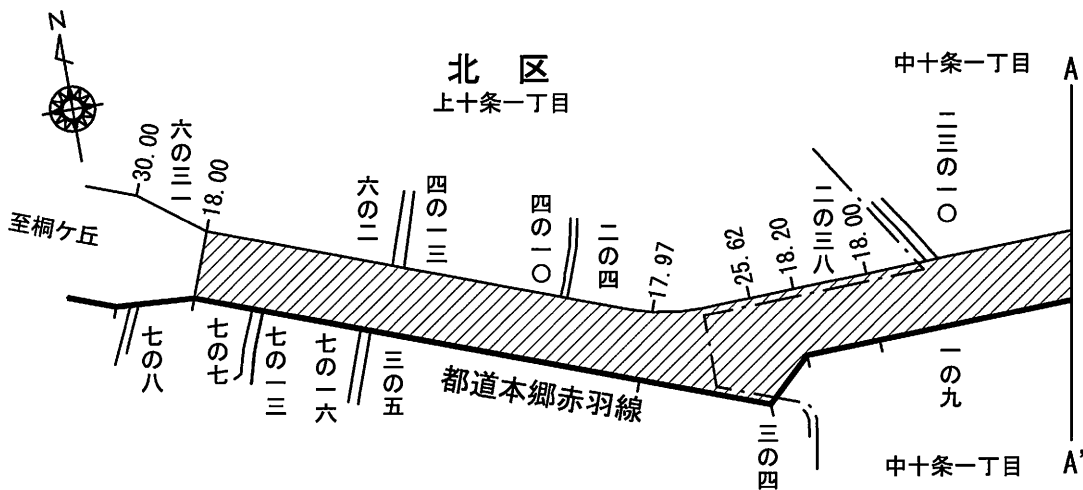
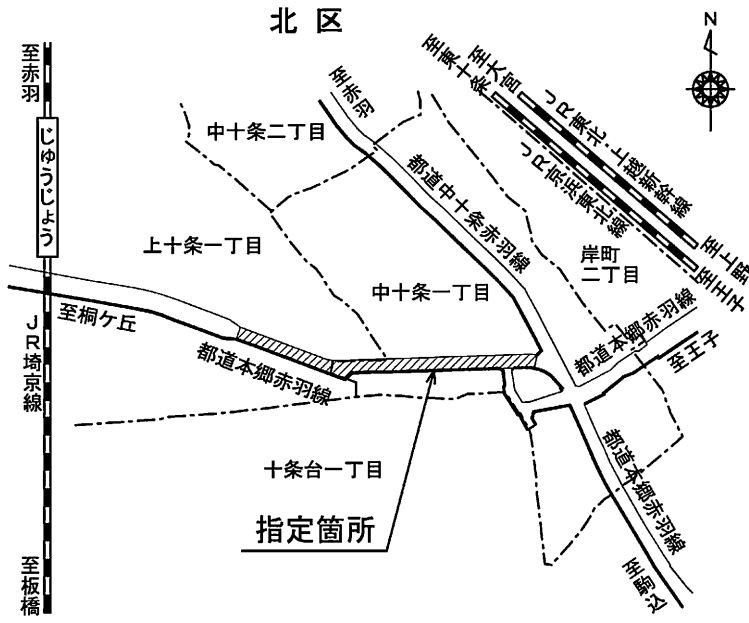
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道本郷赤羽線

北区中十条一丁目～上十条一丁目

- 都道
- 特別区道
- 指定区間

延長 四〇二・六二メートル
(電線共同溝予定名称 本郷赤羽・九号)

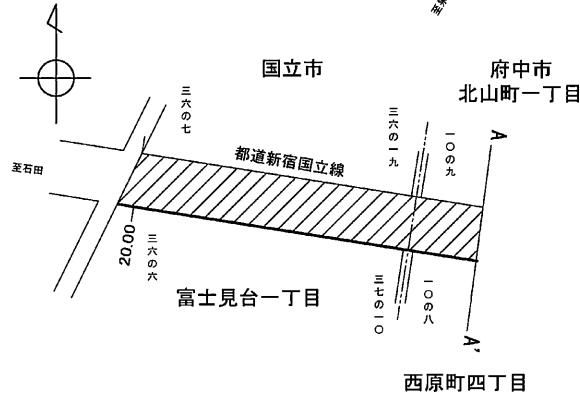
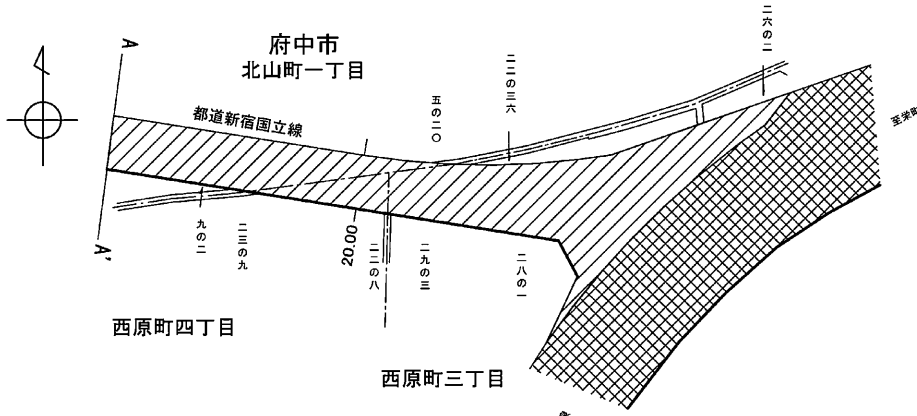
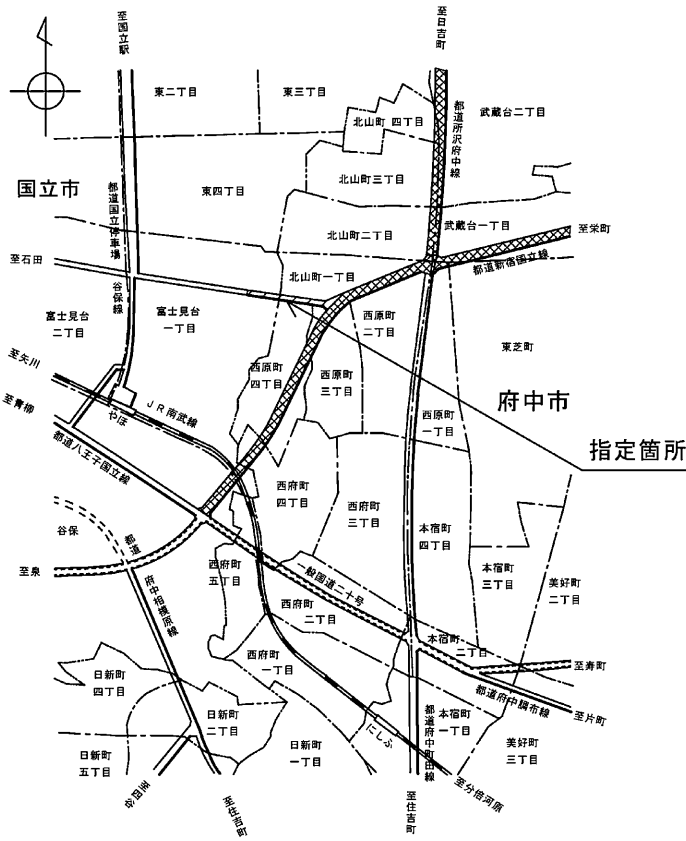


●東京都告示第二百七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道新宿国立線
 府中市西原町三丁目～国立市富士見台一丁目

一般国道
 市道
 計画線
 指定区間
 延長 三九五・一二メートル
 （電線共同溝予定名称 新宿国立・八号）
 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。
 令和五年三月八日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道新宿国立線

二 指定する区間 府中市西原町三丁目二十六番二地先から国立市富士見台一丁目三十六番六地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市浅間町二丁目三百
三十四番二の一部及び三百四
十六番三(第一工区) 西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東村山市青葉町三丁目十六番
四及び十七番一の一部(第二
工区) 西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

発 行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定 価 本 号
一 箇 月 三 〇 〇 円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

